

財産の減額貸付けについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 7 月 1 2 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の減額貸付けについて

下記のとおり、貸し付けている財産の貸付料を減額する。

記

- 1 貸付けの相手方 下関市竹崎町四丁目 4 番 8 号
下関商業開発株式会社
代表取締役 波 田 兼 昭
- 2 貸付けの内容
 - (1) 目 的 物 下関市竹崎町四丁目 1 番 2、1 番 5 及び 1 番 2 1
土地 19,568.55 平方メートル 宅地
 - (2) 貸 付 期 間 平成 1 7 年 1 1 月 1 日から令和 1 7 年 1 0 月 3 1 日まで
 - (3) 貸 付 料 下関市公有財産取扱規則（平成 2 1 年規則第 3 1 号）第
2 9 条の規定に基づき算定した額
- 3 減 額 の 内 容 令和 4 年度分の貸付料を、下関市公有財産取扱規則第
2 9 条の規定に基づき算定した額に 2 分の 1 を乗じて得
た額とする。

提案理由

商業近代化事業施設用地として貸し付けている下関市竹崎町四丁目の市有地の対価について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号に該当する減額を行うため。